

## 「大崎事件」 検察官の特別抗告に対する会長声明

検察官は、「大崎事件」において、再審開始決定を維持し検察官による即時抗告を棄却した福岡高等裁判所宮崎支部の決定に対して、本年3月19日、特別抗告の申立てをした。

福岡高等裁判所宮崎支部の決定は、検察官即時抗告から8か月半で結論を出したもので、再審請求人である原口アヤ子さんが高齢であることに多大な配慮をしたものであった。しかしながら、検察官は、事件性及び犯人性のいずれについても疑問があるとした福岡高等裁判所宮崎支部決定に対し、証拠の新規性・明白性の判断に判例違反があり、かつ著しく正義に反する重大な事実誤認があるとして、特別抗告を申し立てた。

再審請求人は、52歳の逮捕時から90歳の現在までの約39年間にわたって一貫して冤罪を訴えてきた不屈の精神と気高き尊厳を体現する人物である。

他方、検察官は、3つの異なる裁判合議体が再審開始を判断した初の再審事件である「大崎事件」について、いまだ冤罪であることを認めようとせず、有罪を維持しなければ著しく正義に反するとまで主張する。

当会は、再審請求人に深い敬意を抱く一方、検察官の態度には無辜の救済を実現する公益の代表者たる性格を見出すことができない。検察官の特別抗告こそが著しく正義に反すると言わざるを得ない。

当会は、「大崎事件」において、一刻も早く検察官特別抗告が棄却され、一刻も早く再審公判が開始され、一刻も早く再審請求人である原口アヤ子さんの雪冤が実現することを強く求める。

2018年（平成30年）3月30日

佐賀県弁護士会

会長 稲津 高大